

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「技能・経験に応じた追加的な待遇改善（待遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」の問 2-2「法人の役員等を兼務している職員」について（内閣府） 1
 - ◆ 規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」第2回、第3回が開催される（内閣府） 2
 - ◆ [御礼]「臨時福祉給付金」の周知・広報にご協力いただき、ありがとうございます（厚生労働省） 3
-
- ◆ 「技能・経験に応じた追加的な待遇改善（待遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」の問 2-2「法人の役員等を兼務している職員」について（内閣府）

本ニュース No.17-28 にて既報の待遇改善等加算Ⅱに関する Q&A 「技能・経験に応じた追加的な待遇改善（待遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」（一部改定、平成29年10月2日）の問 2-2 について、内閣府から次の考え方が都道府県・市宛に示されています。

「問 2-2」において、法人役員を兼務している場合も加算Ⅱの対象とできることをお示ししたところです。この答えにより、園長についても加算Ⅱの対象とできるという誤解が生じている場合があるようですが、園長については、通知でお示ししているとおり、加算Ⅱの対象とはなりませんのでご注意ください。

【各都道府県・指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛の連絡事項から抜粋】

下記に問 2-2 を抜粋して再掲いたします。Q&A の全文は、本ニュース No. 17-28 をご参照ください。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答

一部改定 平成 29 年 10 月 2 日

【全保協事務局抜粋】

問 2-2 法人の役員等を兼務している職員も技能・経験に応じた処遇改善の対象とできますか。

(答)

法人役員を兼務している職員については、経営に参画しており相応の役員報酬を受けていることが想定されることから、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していません。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、技能・経験を有する職員として本加算の対象とすることを妨げるものではありません。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断して下さい。

【全保協事務局注】

本答の「当該職員」は、局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（府子本第375号、平成29年4月27日最終改正）の「VI 実施方法」「2 処遇改善等加算Ⅱ」「(2) 加算の要件 ア(ア)」に示されている「加算対象職員」をさし、「副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員」であり、施設長・園長等は含まれない。

◆規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」第2回、第3回が開催される（内閣府）

平成 29 年 10 月 6 日、規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」（座長：安念 潤司 中央大学法科大学院教授）の第 2 回が開催されました。文部科学省、株式会社ニチイ学館、ライク株式会社に対して、保育に関するヒアリングが実施されています。

文部科学省からは「幼稚園における待機児童の受け入れ」と「公立小中学校の余裕教室等の保育所への活用」について説明があり、幼稚園の 2 歳児の受け入れについて、より一層推進する方向性が説明されました。株式会社（2 社）からは、「法人形態の違いによる参入規制」や「設置基準の見直し」、「公定価格に関する書類について自治体間の統一性がないこと」などの発言がなされています。

平成 29 年 10 月 18 日には、第 3 回が開催されました。第 2 回に引き続き、保育に関するヒアリングが行われ、川崎市、世田谷区（東京都）、国土交通省が発言しています。

川崎市からは、保育士の確保について、①保育士を目指すための更なるインセンティブの付与（修学資金貸付事業の延長と更なる拡充や就労拡大のための更なる処遇改善）、②潜在保育士の短時間就業やフルタイム就業までの試行就業に対する助成、③教育の専門家（幼稚園・小学校教諭）の積極的な活用を行うことなどが指摘されています。

また、保育の質・向上への対応について、①新人保育士のスキルアップメニューや保育現場における公民連携体制づくりのための助成、②処遇改善のチェック機能の構築、③認可外保育施設に対する認可化移行への更なる支援強化・柔軟な仕組みづくり、④病児保育施設への支援強化、⑤民間保育所における医療的ケア専任看護師配置加算の創設が必要としています。

そして、課題としては、①企業主導型保育事業における利用児童情報の把握方法、②子育てワンストップサービスでの保育所利用申請における懸念を指摘しています。

世田谷区からは、独自に進めている保育施設整備についてふれるとともに、課題として、企業主導型保育事業について自治体の行う施設整備と調整を行うために、保育運営事業者等からの相談、設置申請等の動きについて、当該計画地が所在する地方自治体に対して、いち早く情報提供が行われる必要があること、賃貸物件による保育所改修費等支援事業の年度をまたぐ整備を認めることなどの要望が出されました。

国土交通省からは、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進」と「都市公園における保育所等の設置」について発言がありました。

詳細は、内閣府のホームページに資料が掲載されていますので、ご参照ください。

※内閣府ホーム > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 規制改革推進会議 会議情報 >
第 2 回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第

(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20171006/agenda.html>)

※内閣府ホーム > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 規制改革推進会議 会議情報 >
第 3 回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第

(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20171018/agenda.html>)

◆ [御礼]「臨時福祉給付金」の周知・広報にご協力いただき、ありがとうございます（厚生労働省）

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきまして、本会では会報ぜんほきよう付録などで、会員施設の皆さんに周知のご協力をお願いしてまいりました。

このほど、厚生労働省から、ほとんどの自治体で申請書の受付期間が終了し、多くの方に給付金を支給することができた旨の連絡がありました。会員施設の皆さんのご協力を賜りましたことに厚く御礼申しあげます。今後とも、広報へご高配くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

※なお、ポスター・チラシ等の掲示につきましては、既に撤去していただいているものと存じますが、住民の方の誤認を防ぐためにも、いま一度、掲示か所をご確認いただき、撤去のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。